

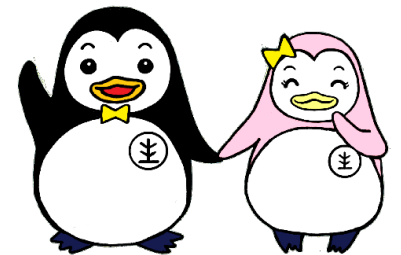


立ち直りを願う
幸福の黄色い羽根

保護観察対象者等の改善更生等

- 1 更生保護施設整備事業への補助
- 2 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

法務省保護局



更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん サラちゃん

「更生保護施設」について

更生保護施設の役割

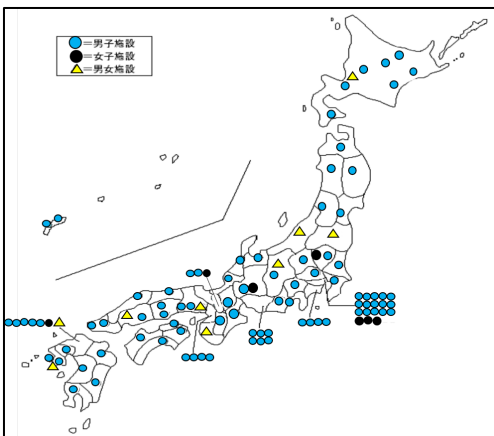
- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

更生保護施設における処遇

- SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育等、特性に応じた多様な指導や支援〔特定補導〕を実施するなど、入所者・退所者等の地域移行と再犯防止を推進
- 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施（H21年度～）
（主に少年を受け入れる更生保護施設（3施設）にも福祉スタッフを配置（R4年度～））
- 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施（H25年度～）
- 全国20施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組〔訪問支援事業〕を実施（R3年度～）

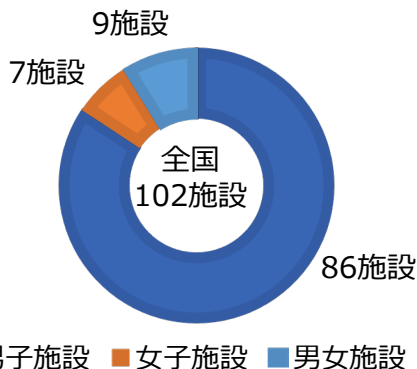
保護の概況

（R8.1.1現在）



各都道府県に1施設以上設置

◆ 施設数 102施設
◆ 定員 2,378名



■ 男子施設 ■ 女子施設 ■ 男女施設

体制

◆ 経営主体

更生保護法人 99施設
社会福祉法人 1施設
NPO法人 1施設
一般社団法人 1施設

・収入の8割以上が、国から支弁される更生保護委託費であり、財政基盤が脆弱な法人が多い。

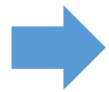
◆ 職員体制

・常勤職員 5名程度
・非常勤職員（調理員、宿日直職員等）を配置

更生保護施設整備事業の概要

現状・対応策

更生保護施設の中には、老朽化が進んでいる施設や最新の耐震基準を満たしていない施設など、刑務所出所者等の受入れ及び処遇に影響が生じている施設が存在する。



対応策

老朽化等した更生保護施設の整備事業の計画的・安定的実施

概要

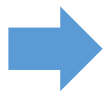
- 更生保護事業法に基づき、更生保護法人が行う更生保護施設の整備事業（建物や構築物の補修、新築・改築等）（※）に対する補助を実施
- 総経費が原則 50 万円以上の事業に対し、2 / 3 を上限に補助

※ 総経費 500 万円以上の事業と、総経費 500 万円未満の事業に大別。

■ 総経費 500 万円以上（大規模整備事業）

大規模整備事業のうち**全面改築（建替え）**については、平成 6 年度以降、「更生保護施設大規模整備事業（全面改築）5 か年計画」を策定し、計画的に事業を実施

■ 総経費 500 万円未満（中・小規模整備事業）



効果

更生保護施設の受入れ・処遇機能の充実強化



更生保護施設の例

更生保護施設整備の件数及び補助金の総額(事業実施年度別)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
大規模整備	全面改築	2	1	2
	その他整備 ※	8	4	3
中小規模整備 ※		9	13	13
補助金総額(円)		672,140,000	311,770,000	491,730,000

※ 整備事業内容は、空調設備更改工事、給湯設備工事、照明機器更改工事等

全面改築に係る資金の内訳(更生保護施設別)

単位：円

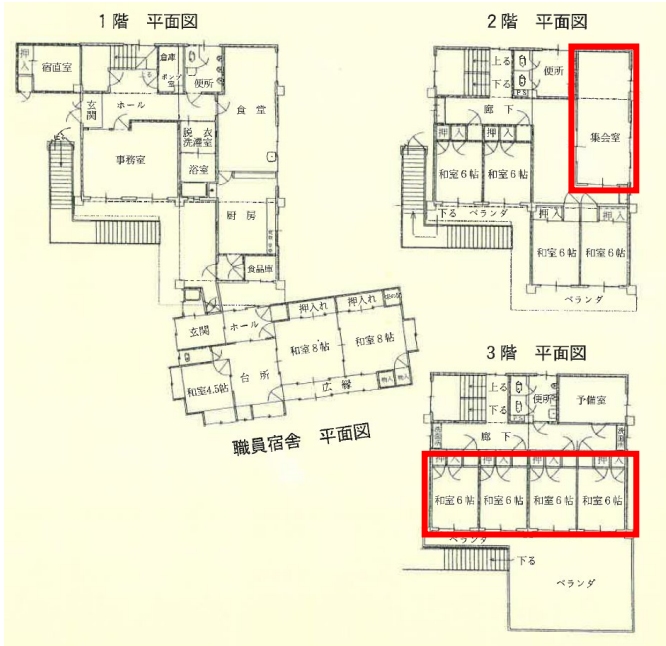
	令和5年度		令和6年度	令和7年度
	A施設	B施設	C施設	D施設
事業総経費	575,475,800	539,990,000	526,900,000	378,070,000
補助金	295,500,000 (51.3%)	210,430,000 (39.0%)	250,050,000 (47.5%)	175,420,000 (46.4%)
民間助成金	115,920,000 (20.1%)	106,310,000 (19.7%)	171,250,000 (32.5%)	138,343,000 (36.6%)
地方公共団体補助金	81,940,000 (14.2%)	0 (0.0%)	60,000,000 (11.4%)	40,000,000 (10.6%)
自己資金 (寄付金を含む)	82,115,800 (14.3%)	223,250,000 (41.3%)	45,600,000 (8.7%)	24,307,000 (6.4%)

※ 小数点第2位で四捨五入しているため、整合しない場合がある。

更生保護施設整備の効果について

全面改築例（平成27年の更生保護施設至道会）

改築前



改築後



集会室を広く、機能的なものとし、被保護者の処遇や関係団体との協議、地域住民との交流等に活用

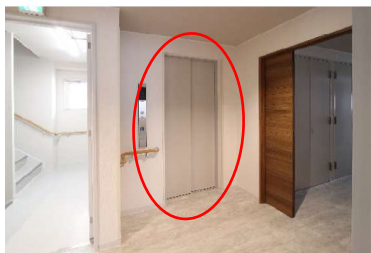
居室を集団部屋から個室化することにより、入所者のプライバシーを確保するとともに、個々の特性に応じた対応が可能に

※バリアフリー化の具体例

廊下に手すりを設置



エレベーターを設置



更生保護施設における集団処遇について

酒害・薬害教育

アルコール依存や薬物依存の入所者・元入所者等を対象に、アルコールや薬物の害を学び、これらに依存しない生活を維持するための知識やスキルの習得を目的とした指導を実施



SST (ソーシャルスキルトレーニング)

社会生活において対人関係の困難を抱える入所者・元入所者等を対象に、ロールプレイングやゲームなどの実践を通じてソーシャルスキルを身につけるための社会生活技能訓練を実施



就労支援

就労意欲を促しながら、本人の希望や資格等に応じてハローワークや協力雇用主、就労支援事業者機構の協力を得て、就労支援を実施



更生保護女性会による料理教室

施設退所後に健全な食生活を送れるよう、更生保護女性会の協力のもと料理教室を実施。入所者・元入所者等の心情安定と更生意欲の喚起にもつながっている。



コラージュ療法

雑誌やカタログなどの気になった切り抜きを集め、それを1枚の用紙に好きなように貼り付ける心理療法を実施



各種レクリエーション

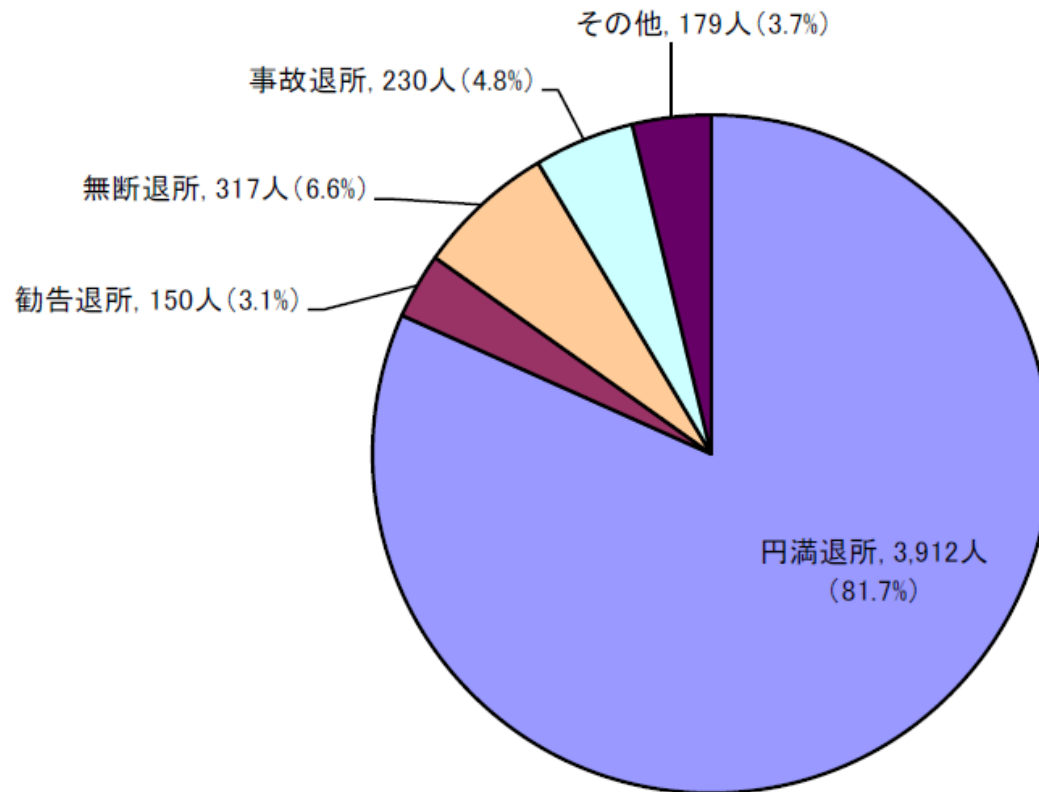
保護司やBBS会などの更生保護関係者や近隣住民を招き、クリスマス会や新年会、食事会などの行事を実施し、地域交流を図っている



更生保護施設退所者の退所事由について

(令和6年度)

退所人員計: 4,788人



* 小数点第2位で四捨五入しているため、整合しない場合がある。

- 円満退所：施設での生活を問題なく終え、一定の見通しが立った状態で退所したもの
- 勧告退所：規則違反や生活態度の問題等により、更生保護施設側の判断で退所を求めたもの
- 無断退所：施設から無断で出奔し、そのまま退所扱いとなったもの
- 事故退所：入院・死亡・再犯による身柄拘束など

更生保護施設施設整備費補助金の交付対象

更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則（平成18年法務省令第48号）

（補助の対象及び限度）

第二条 更生保護施設整備費補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第七項に規定する更生保護施設に係る次の整備事業

イ 土地、建物又は構築物の購入

ロ 土地の整備、建物若しくは構築物の新築、増築、改築、模様替え若しくは補修又は建物附属設備の新設若しくは補修（模様替え及び補修については軽微なものを除く。）

二 前号に掲げる事業を助成する事業

2 前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とする。

3 第一項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の三分の二に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額（助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額）を限度とする。

地方公共団体と連携した再犯防止の取組

国と地方公共団体の役割

再犯防止分野における国と地方公共団体の役割について、第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）で明示

国

刑事司法手続の枠組みで犯罪をした者等に対する指導・支援
刑執行終了者等の相談対応、関係機関等に情報提供、助言等

都道府県

市区町村に対する支援や域内のネットワークの構築
市区町村が単独で実施することが困難と考えられる専門的支援

市区町村

福祉等の支援が必要な犯罪をした者等への行政サービスの提供
立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域づくり

現状と課題

- 地方公共団体は、その役割を踏まえた取組が期待されるが、
 - ・ 地方公共団体の施策の実施状況等には依然として地域差が認められる
 - ・ 地方公共団体は再犯防止に関する情報等に乏しく、国からの情報提供等が必要
 - ・ 犯罪をした者等に対する支援へのアクセシビリティを確保するため、地域における関係機関等との連携を更に強化していく必要といった課題も見えてきている。

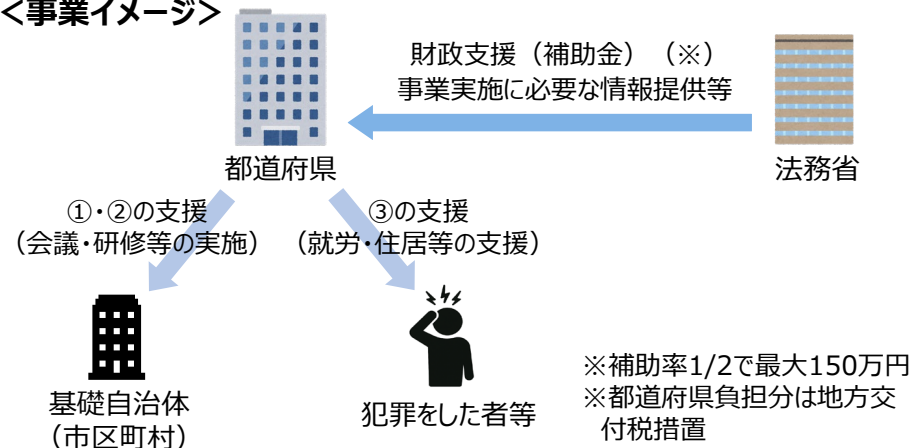
地方公共団体における主な再犯防止の取組

地域再犯防止推進事業の実施

■ 都道府県において、域内の実情に応じて、以下の3つの事業を実施

- ①（基礎自治体に対する）施策の企画立案支援等
 - ・基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催等
- ②（基礎自治体に対する）理解促進・人材育成
 - ・基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催等
- ③（都道府県が行う）直接支援
 - ・就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援

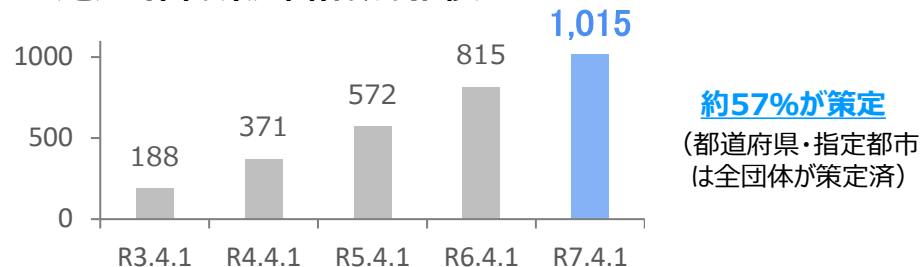
<事業イメージ>



地方再犯防止推進計画の策定

- 地方公共団体は、再犯防止施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進法第8条において、地方再犯防止推進計画を策定するよう努めるものとされている。
- 法務省では、地方計画策定に資するよう、手引きを作成するとともに、保護観察所等において、再犯防止施策に関する説明や協議を実施するなど、地方公共団体に対する支援を行っている。

<地方計画の策定団体数の推移>



地域再犯防止推進事業による直接支援の取組事例

【鳥取県】（就労・住居支援）

県立ハローワークに刑務所出所者等に対応する専門就業支援員を配置し、受入企業の開拓、出所予定者への職業講話、釈放前指導、就職マッチングを実施。

【愛知県】（専門的支援）

弁護士が、犯罪をした者等に寄り添って債務整理等の法的な問題を含めた課題を把握し、必要な手続の支援などを実施（寄り添い弁護士制度）。

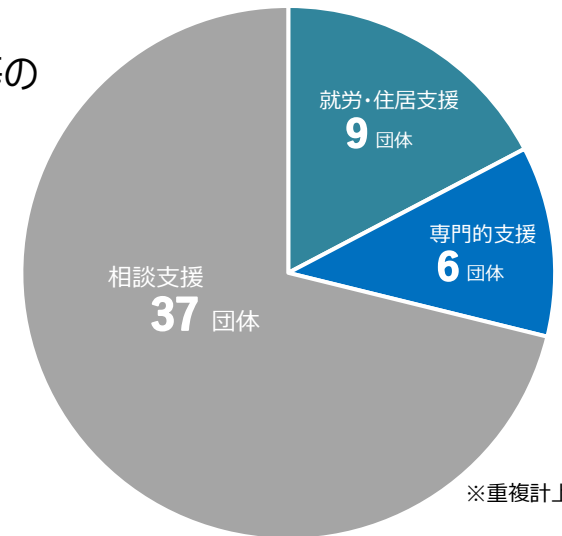
【大阪府】（専門的支援）

子どもへの性犯罪で刑期満了から5年以内に大阪府内に居住する者に対し、住所等の届出を義務付け、希望者には、認知行動療法に基づくカウンセリングを実施。

【東京都】（相談支援）

犯罪をした者や、その家族・支援者等からの相談を受け付け、社会福祉士等の専門職によるアセスメントを行い、適切な支援につなぐ相談支援を実施。

都道府県が実施する
直接支援の内容別内訳



※重複計上あり